

林業用ドローン操縦者技能証明取得支援事業

森林経営課 10,000千円
【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

ドローン操縦者育成に係る経費を支援し、再生林に係る調査やコンテナ苗等の運搬へのドローンの活用を推進する。

事業の概要

現行制度：①一定の空域（空港周辺、高度150m以上、人口密集地域上空）、②一定の飛行方法（夜間飛行、目視外飛行等）で無人航空機を飛行させる場合は飛行毎に国土交通大臣の許可・承認が必要

(1) 事業内容

ドローン操縦者技能証明（二等）の取得に必要な講習料や受験費用を支援

（補助率1/2以内、上限額20万円/人）

飛行の態様	現行法の取り扱い	改正後	
			操縦ライセンス
「第三者上空」	飛行不可	新たに飛行可能 （飛行毎の許可・承認）	一等 無人航空機操縦技能証明
「第三者上空」以外で 上記①、②に該当する飛行	飛行毎の許可・承認	原則として飛行毎の 許可・承認は不要 ※林業でも一部該当 （高度150m以上、総重量25kg以上、目視外など）	二等 無人航空機操縦技能証明
これら以外の飛行	手続き不要	手続き不要（林業のほとんどが該当）	不要

(2) 事業の仕組み

県  再生林に取り組む林業事業者

(3) 成果指標

新規取得者 150人（50人×3箇年度）



ドローンによる苗木運搬

事業の期間

令和5年度～令和7年度